

本体事業と付帯事業との間のリスク遮断について

		VFMに関するもの	リスク分担に関するもの
従来型 (サービス 購入型)		支払額削減以外の VFMについて	リスクを明確に認識する ためのリスクワーク ショップ等の手段について
		VFMが果たすべき 役割について	
新たな事業 類型	収益施設 併設型	新たな事業類型における VFM評価のあり方について	本体事業と付帯事業との 間のリスク遮断について
	運営権 活用型	(現時点で既往事例が存在しないため、 空港等の先行事例の動向を見据えつつ対応)	

1. 現状の課題等の整理

- ・ 今後、公的負担の軽減と民間投資を喚起する観点から、収益施設の併用・活用による寄与分を一定程度考慮する場合のリスクに関する留意点等について整理。

2. 民間（事業者・投資家）が有する目利き力やリスク管理能力を効率的に活用するための方向性や条件整理について（資料 4 -

2）

- ・ これまでの我が国における P F I 事業では、付帯事業に関するリスクは民間事業者が全て負うことが基本。
- ・ この考え方は、アクションプランに示す収益施設併設型事業においても同様であり、収益施設におけるリスクは基本的に民間事業者が負担するものと考えられる。需要変動や不可抗力等、本体施設への重大な影響を及ぼすことが懸念されるリスクにつ

いても、民間事業者自身による適切なリスク管理が必要。

- ・また、収益施設からの収益を本体施設に還元する収益施設併設型事業の場合には、収益施設における収益性の悪化が本体施設に影響を与えないよう、事業内部でのリスク遮断も重要。ここでは、そのために必要と考えられる方策について下記に整理。

(1) 事業主体の分離

- ・本体施設は代表企業や構成員が出資するSPCが実施するのに対し、収益施設は別の事業主体が実施するというスキームを採用することが考えられる。事業主体の分離により、本体施設と収益施設に伴うリスクを民間事業者内部で隔離することが可能。
- ・収益施設にかかる事業を実施する事業主体としては、SPCの代表企業または構成員自体のほか、事業実施の安定性や確実性等に鑑みて、これを実施することが可能であり、また適切であると考えられる者を想定。

(2) 事業主体を分離したうえでの、収益施設の実施体制の強化

- ・事業主体を分離したうえ、収益施設からの収入を本体施設に還元する際、収益施設の確実な実施を確保することを目的として、SPCの代表企業または構成員による支援等が行われることが考えられる。その具体的な措置の例として、下記が想定される。なお、これらのうち複数を選択し組み合わせることも考えられる。

- ① SPCの代表企業または構成員に対し、収益施設にかかる履行保証を求める。
- ② 収益施設を実施する事業主体には一定の信用力を求める。
- ③ 保険への加入を求める。

- ・上記①については、公共と民間事業者間のみならず、民間事業者内部においても当該支援内容を明確化させ、これを合意書に規定しておくことが望ましい。そのほか、収益施設については、事業の遂行が困難となった際に、その業務を代行する者（バックアップサービサー）に関する提案を求め評価することも有益。
- ・上記②については、一定の信用力として、格付機関から取得する格付を指定することが考えられる。例えば、下記の例を参考に設定することが考えられる。

【例 1】平成 22 年金融庁告示第 37 号

	格付機関	必要な格付
1	格付投資情報センター	a-1+, a-1, a-2
2	日本格付研究所	J-1+, J-1, J-2
3	ムーディーズ	P-1, P-2
4	スタンダードアンドプアーズ	A-1+, A-1, A-2
5	フィッチ	F-1+, F-1, F-2

(特定目的会社が発行する特定短期社債等が必要な格付について規定したもの)

【例 2】国内先行事例（新潟市）における代表企業の入札参加要件の抜粋

代表企業は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）、又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が、最上位から 10 番目以内に位置すること。

(出典：新潟市新焼却場施設整備・運営事業入札説明書（平成 19 年 10 月 18 日（平成 19 年 11 月修正））)

- ・ 上記③については、運営期間において不測の事態が生じた場合でも本体施設に影響を与えないような対策として、各種保険の付保を想定。